

4 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準

(目 的)

第1条 当取引所が市場第一部銘柄から市場第二部銘柄へ指定替え及びセントレックスへの上場市場の変更を行うについては、この基準によるものとする。

(平成7.1.4、8.1.1、14.4.1、令和2.2.7変更)

(指定替え基準)

第2条 市場第一部銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合は、市場第二部銘柄へ指定替えを行う。

(1) 株主数

株主数（株券上場審査基準第4条第1項第1号に規定する株主数をいう。以下同じ。）が、上場会社の事業年度の末日において2,000人未満である場合において、1年以内に2,000人以上とならないとき。ただし、当取引所が定めるところにより上場会社が当該期間の最終日後に公募、売出し又は数量制限付分売等を行った場合はこの限りでない。

(2) 流通株式数

流通株式数（役員（役員持株会を含み、取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役、執行役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。）、上場会社が自己株式を所有している場合の当該上場会社及び上場株式数の10%以上の株式（明らかに固定的所有でない認められる株式を除く。）を所有する株主を除く株主が所有する株式の数をいう。以下同じ。）が、上場会社の事業年度の末日において1万単位未満（1単位は、業務規程第15条に規定する売買単位をいう。以下同じ。）である場合において、1年以内に1万単位以上とならないとき。ただし、上場会社が当該期間の最終日後に公募、売出し又は数量制限付分売を行った場合等当取引所が定める場合はこの限りでない。

(3) 売買高

最近1年間の月平均売買高が40単位未満である場合

(4) 上場時価総額

上場時価総額が20億円に満たない場合において、9か月（事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他当取引所が必要と認める事項を記載した書面を3か月以内に当取引所に提出しない場合にあつては、3か月）以内に20億円以上とならないとき。ただし、市況全般が急激に悪化した場合において、当取引所がこの基準によることが適当でない認めたと時の上場時価総額に係る基準については、当取引所がその都度定めるところによるものとする。

(5) 債務超過

上場会社がその事業年度の末日において債務超過の状態となった場合（当取引所が定める場合を除く。）。

(昭和47.7.15、50.4.30、53.10.11、57.10.1、58.4.1、平成2.12.1、9.1.1、13.10.1、14.4.1、14.12.10、15.5.8、17.2.1、17.6.20、17.11.7、18.5.1、21.11.9、24.4.1、26.3.31、令和2.11.1変更)

2 事業年度の末日と異なる日が株主基準日である上場会社についての前項第1号及び第2号の規定の適用については、株主基準日における株主数及び流通株式数を事業年度の末日における株主数及び流通株式数とみ

なすものとする。

(平成30.3.31追加)

(審査資料)

第3条 前条第1項第1号、第2号及び第5号の審査は、上場会社の事業年度の末日現在の資料(同条第2項の適用を受ける上場会社にあつては株主基準日現在の資料)に基づいて審査を行う。

(昭和47.7.15追加、14.12.10、17.6.20、18.5.1、21.11.9、30.3.31変更)

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第1号及び第2号の審査は、当取引所が定めるところにより、上場会社の事業年度の末日以外の時現在の資料(同条第2項の適用を受ける上場会社にあつては株主基準日以外の時現在の資料)に基づいて審査を行うことができる。

(昭和63.1.13追加、平成9.1.1、14.4.1、17.6.20、18.5.1、21.11.9、30.3.31変更)

(指定替え、上場市場の変更の特例)

第4条 一部指定等の申請(有価証券上場規程第12条の2第1項又は第13条第1項に規定する申請をいう。以下同じ。)に基づき当該一部指定等の承認を受けた上場会社が、当該一部指定等の申請に係る宣誓書(有価証券上場規程第12条の2第3項又は第13条第6項の規定により提出した宣誓書をいう。以下同じ。)において宣誓した事項について違反を行った場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、当取引所は、当該宣誓書の提出時点で当該上場会社が上場していた所属部への指定替え又は上場市場の変更を行う。

(1) 特設注意市場銘柄の指定

当取引所が、当該違反に起因して、当該上場会社が発行者である上場株券を、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第47条第1項各号の規定により特設注意市場銘柄に指定する場合

(2) 改善報告書の提出

当取引所が、当該違反に起因して、当該上場会社に対して、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第48条第1項各号の規定により改善報告書の提出を求める場合(当取引所が定める場合を除く。)

(令和2.2.7追加)

2 前項による指定替え又は上場市場の変更の時期及びその取扱いは、当取引所が定める。

(令和2.2.7追加)

付 則

- 1 この基準は昭和36年10月2日から施行する。
- 2 昭和36年9月30日現在において本所に上場されている株券であつて、市場第一部銘柄に指定されたものについては、昭和38年9月30日まで、この基準及び付則第3項に定める暫定基準を適用しない。
- 3 昭和36年10月2日から昭和41年9月30日までの期間、この基準第2条各号のうち、(1)資本の額、(2)総株主数、(3)株式の分布状況及び(4)売買高については別表の暫定基準による。

(昭和40.4.1変更)

付 則

- 1 この改正規定は、昭和47年7月15日から施行する。
- 2 昭和47年12月末日以前に到来する決算期現在の資料に基づく審査については、改正前の第2条第2号の規定は、なおその効力を有する。

- 3 昭和47年12月末日以前に到来する決算期現在の資料に基づいて行なう株式の分布状況の審査については、第2条第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 第2条第3号の規定は、昭和48年1月1日以後に行なう売買高の審査について適用するものとし、同日前に行なう売買高の審査については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この改正規定は、昭和50年4月30日から施行する。
- 2 昭和52年3月30日以前に到来する決算期現在の資料に基づいて行う株式の分布状況の審査については、第2条第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 第2条第3号の規定は、昭和52年12月末日の売買高の審査から適用するものとし、同日前に行う売買高の審査については、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、昭和53年10月11日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、昭和57年10月1日から施行する。
- 2 額面金額が50円の株式で、1単位の株式の数が1,000株未満である場合には、第2条第2号に規定する上場株式数について、昭和60年10月1日以後最初に到来する決算期まで、株券上場審査基準第4条第1項第1号aのかっこ書の規定に基づく株式数の読替えを行わないものとする。
- 3 この改正規定施行の日以後1年以内に到来する決算期における第2条第2号の規定の適用については、同号中「1か年以内」とあるのは「3か年以内」とし、昭和58年10月1日以後1年以内に到来する決算期における第2条第2号の規定の適用については、同号中「1か年以内」とあるのは「2か年以内」とする。

(平成17.2.1第4項を第3項に繰上)

付 則

この改正規定は、昭和58年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、昭和61年11月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、昭和63年1月13日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成2年12月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成7年1月4日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成8年1月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成9年1月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成13年10月1日から施行し、改正後の第2条第2号の規定は、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後に審査対象決算期が到来する株主数の審査から適用する。ただし、平成3

年4月1日以後施行日の前日までの間において1株を1.5株以上に分割する株式分割（同時に1単位の株式の数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に1株が1.5株以上に分割されたと認められるものに限る。）若しくは1単位の株式の数の2分の1以下への変更（上場前の株式分割又は1単位の株式の数の変更については、上場申請日の属する事業年度の末日以前10年間に行われたものに限る。）を行った又は行うことを決議した上場会社が発行者である株券については、施行日以後に開始する事業年度を審査対象決算期とする株主数の審査から適用するものとし、当該審査対象決算期前に到来する審査対象決算期の株主数に係る審査については、これを行わないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の昭和57年10月1日改正付則第3項の規定は、商法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第79号）附則第2条又は第24条の規定においてなお従前の例によるとされた自己株式については適用しない。

付 則

この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成14年12月10日から施行する。
- 2 改正後の第2条第4号の規定は、平成15年4月を審査対象とする時価総額の審査から適用するものとし、改正後の第2条第5号の規定は、施行日以後開始する連結会計年度又は事業年度を審査対象とする債務超過の審査から適用するものとする。

付 則

この改正規定は、平成15年5月8日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成17年2月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成17年11月7日から施行し、同日以後に審査対象決算期を迎える銘柄に係る株主数の審査から適用する。

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成21年11月9日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日の前日において、改正前の第2条第2号に係る猶予期間内にある銘柄のうち、当該猶予期間に入った日の前日において、その株主数が2,000人未満である銘柄については、当該猶予期間に入った日に改正後の第2条第1号に係る猶予期間に入ったものとみなす。
- 3 第1項の規定にかかわらず、改正後の第2条第1号及び第2号の規定は、施行日以後に到来する事業年度の末日の審査から適用する。

付 則

この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成26年3月31日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成30年3月31日から施行し、改正規定施行の日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。

付 則

この改正規定は、令和2年2月7日から施行し、改正後の第4条の規定は、施行日以後に市場第一部銘柄への指定及びセントレックスからの上場市場の変更に係る承認を受けた者から適用する。

付 則

この改正規定は、令和2年11月1日から施行し、同日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。